

## 品川区町会・自治会活動拠点賃借料補助金交付要綱

制定	平成29年	4月	1日	要綱第	19号
改正	平成29年	8月	14日	要綱第	130号
改正	平成31年	4月	1日	要綱第	52号
改正	令和2年	4月	1日	要綱第	22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町会または自治会（以下「町会等」という。）が地域コミュニティの活性化を推進するため、賃貸借契約等により活動拠点施設（以下「会館」という。）を確保する場合において、その賃借料の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における町会等とは、品川区町会・自治会に対する助成金（環境整備・地域コミュニティ活性化・防災）交付要綱（昭和60年品川区要綱第69号）の規定に基づき環境整備助成金の交付を受けている団体をいう。

(補助金交付の対象となる会館の要件)

第3条 補助金交付の対象となる会館（以下「補助対象会館」という。）は、次の要件を満たしたものであるものとする。

- (1) 当該会館の賃借料について補助金の交付を受けようとする町会等が、他の会館についてこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 町会等が、賃貸借契約等により1カ月を超えて占有するものであること。
- (3) 会議、催物、グループ活動等の場として広く地域住民に利用されるものであること。
- (4) 町会等が、自主的および民主的に管理運営するものであること。
- (5) 当該会館の維持管理等に要する経費は、町会等で負担するものであること。ただし、町会等が会館として賃借する不動産の所有者が負担すべき経費については、この限りでない。

(補助金交付の対象となる経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象会館の賃借料のみとし、名目にかかわらず、次の経費は、補助の対象としない。

- (1) 借地料、礼金、保証金、敷金、更新料、手数料および光熱水費
- (2) その他区長が補助対象経費とすることを適当でないと認める経費

(補助金の交付額および交付対象期間)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の3分の2以内とし、1町会等あたり、1カ月につき7万5千円を限度とする。

2 補助金の交付対象期間は、交付申請に係る年度の4月分から3月分までとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助対象会館の賃借料が発生していない月は、補助金の交付対象期間としない。

(事前協議等)

第6条 補助金の交付を受けようとする町会等は、補助対象会館の賃貸借契約等を締結する前に、活動拠点賃借料補助金協議書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に協議しなければならない。ただし、前年度にこの要綱の規定に基づく補助金の交付を受けている場合であって、当該補助金の交付に係る賃貸借契約等の内容に変更がない場合（賃借料の変更のみの場合を含

む。)においては、この限りでない。

- (1) 予算執行計画書
- (2) 賃貸借契約等の内容が確認できる書類
- (3) 会館の間取り図(写し)
- (4) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による協議の際その他必要なときに、補助対象会館の賃貸借契約等および管理運営についての指導および助言ならびに当該補助対象会館への補助職員の立入りによる現況調査を行うことができる。

(協議事項の変更)

第7条 前条第1項の規定による協議を行った町会等は、その後に生じた事情等により補助対象会館の賃貸借契約等を取り消し、もしくは解除し、または契約内容等の変更をしようとするときは、活動拠点賃借料補助金協議事項変更届出書(第2号様式)を区長に提出しなければならない。ただし、契約内容等の変更が軽微であると区長が認めたものについては、この限りではない。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする町会等は、当該補助金の交付を受けようとする年度分の賃借料の支払いの後、活動拠点賃借料補助金交付申請書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 賃借料の領収書(写し)またはこれに代わる書類
- (2) その他区長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 区長は、前条の申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは、活動拠点賃借料補助金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

(請求書の提出)

第10条 前条の規定により通知を受けた町会等は、区長が定める期日までに活動拠点賃借料補助金請求書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第11条 区長は、町会等が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(返還)

第12条 町会等は、前条の規定による取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、交付を受けた補助金の全部または一部を遅滞なく返還しなければならない。

(違約金)

第13条 町会等は、前条の規定により交付を受けた補助金を返還する場合において、補助金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、既に賃貸借契約等により会館を賃借している町会等に係る第6条の適用については、同条第1項中「賃貸借契約等を締結する前に」

とあるのは、「別に区長が指定する期間に」と読み替える。

付 則

この要綱は、平成29年8月14日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

㊞

### 町会・自治会活動拠点賃借料補助金協議書

品川区町会・自治会活動拠点賃借料補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて協議します。

記

申請予定額		十	万	千	百	十	円
施設の名称							
所在地	品川区						
施設の所有者							
面積・構造	m <sup>2</sup>						
申請額内訳	年 月 日～ 年 月 日分 円/月× ヶ月×2/3						

添付書類 1. 予算執行計画書

2. 賃貸借契約の内容が確認できる書類（賃貸借契約書等）

3. 施設の間取り図（写し）

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

印

### 町会・自治会活動拠点賃借料補助金協議事項変更届出書

年 月 日付協議済みの町会・自治会活動拠点賃借料補助金の協議事項に  
変更があったので、下記のとおり書類を添えて届け出ます。

#### 記

1. 変更があった事項およびその内容
2. 変更年月日
3. 変更理由
4. 添付書類

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

㊞

### 町会・自治会活動拠点賃借料補助金交付申請書

品川区町会・自治会活動拠点賃借料補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて交付申請します。

#### 記

申請額		十	万	千	百	十	円
施設の名称							
所在地	品川区						
施設の所有者							
面積・構造	m <sup>2</sup>						
申請額内訳	年 月 日～ 年 月 日分 円/月× ヶ月×2/3						

添付書類 賃借料領収書（写）またはこれに代わる書類

第 号  
年 月 日

様

品川区長



町会・自治会活動拠点賃借料補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった活動拠点賃借料補助金の交付について、品川区町会・自治会活動拠点賃借料補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

申請額		十	万	千	百	十	円
施設の名称							
所在地	品川区						
施設の所有者							
面積・構造	m <sup>2</sup>						
申請額内訳	年 月 日～ 年 月 日分 円/月× ヶ月×2/3						
請求書提出期限	年 月 日						

町会・自治会活動拠点賃借料補助金請求書

金 額		十	万	千	百	十	円
-----	--	---	---	---	---	---	---

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった活動拠点賃借料補助金について、上記の金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

Ⓜ